

## ( 參考資料 1 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月10日現在

\*8 田中市(東京電力配送会社)は、原町子立所を除く全20ヶ所(ノルマ内)の区域に限る。なお、相模川市(東京電力配送会社)は、原町子立所を除く全20ヶ所(ノルマ内)の区域に限る。

※JR東日本(東京)電力蓄電池式福島第一原子力発電所第2号機2号炉モルタル内区域の北界に原町区高桑字下原町、原町区高桑字七曲、原町区高桑字森、原町区高桑字技术木森、原町区医道字五台山、原町区医道字桃川、原町区医道字番師原、原町区片倉字

<sup>33</sup>福井市原町、柳原町、第一子力町から市街20キロメートル圏内に区域「除く」、川上村(猪場第一・第二子力町)から市街半径20キロメートル圏内に区域「除く」、田舎市(船岡町)、船引町、泊町、山中(小字木曾津)及び宇摩子、常葉町(猪場)及びに市街内に有る施設

\*3 水戸市は、水戸城の北側に位置する。水戸城は、徳川家康の子・秀忠の居城として、江戸幕府の陪都として機能した。また、水戸は、江戸時代初期から中期にかけて、文政元年（1818年）まで、徳川家宣の治める水戸藩の藩都である。水戸は、この時期、文政元年（1818年）まで、徳川家宣の治める水戸藩の藩都である。水戸は、この時期、文政元年（1818年）まで、徳川家宣の治める水戸藩の藩都である。

※福岡県の古都は、(旧)田川市、小郡市、立石子山町、旧田川町、旧水巻町、下川原町及び平井田町の区域を「隈原」、郡山町(久留米市)の区域を「隈原」。(春日市)(田口町)の区域を「隈原」。(春日市)(田口町)の区域を「隈原」。大野村(旧田井村)の区域を「隈原」。

及び飯田市・長野市並に北川国有林30日付指揮票により指定された飯田市・長野市・北川国有林を除く、2300班数及ぶ2310林班数で北川林班に限る。)及び飯田市・長野市並に北川国有林30日付指揮票により指定された飯田市・長野市・北川国有林を除く、2300班数及ぶ2310林班数で北川林班に限る。」

\*6 福島県農業局(平成24年3月10日付)付指示により設定された居住制限区域又は避難指揮解除準備区域(以下「限る。」)、川内町(平成25年5月7日付)付指示により設定された居住制限区域又は避難指揮解除準備区域(以下「限る。」)、宮町(平成25年3月7日付指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成25年11月10日付)付指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内町(平成25年5月7日付指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川町(平成25年3月7日付指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、裏尾村(平成25年3月7日付指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯坂町(平成24年3月15日付)付指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)。

\*7 アイヌ、アイヌタラシム、ライム、カムカム、カムカム、ウミコロ、エゾイイナシ、カサコ、キツネメバチ、コロウシタ、クロゾイ、クロイキ、ケムシカジカ、コモシカベ、サクラマス、サプロウ、シメバル、ススキ、ナガツ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒゴンフグ、ヒラメ、ホガレイ、マナヅリ、マガギリ、マゴギ、マカヅク、ムラツギ、ビズガレイ

\*8 県外への移動(1月度未満の牛のものを除く)及び畜舎への出荷を差し引くよう計算

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月10日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
肉	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	牛の肉*
	シカの肉	全域
肉	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大溝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	アユ(養殖を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	アユ(養殖を除く。)	牛の肉*
肉	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	スズキ	イシガレイ
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月10日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須町 くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	水産物	イワナ(養殖を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

## ( 參考資料 2 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・平成27年4月10日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月10日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月10日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月10日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、青森市 H24.10.30~: 青森市 H25.1.1~: 鎌ヶ崎町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部津軽富士海岸灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県島最大高潮時海岸線で囲まれた地域
岩手県		出荷制限
たけのこ		H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.6.30~: 薩摩川田市
原木くりたけ(露地栽培)		H24.6.12~: 一関市、奥州市 H24.6.20~H27.4.10一部解除: 薩摩川田市、住田町 H24.6.25~H27.4.10一部解除: 大船渡市 H24.6.28~H27.4.10一部解除: 釜石市、奥州市、平泉町 H24.6.7~: 金ヶ崎町
原木しいたけ(露地栽培)		H24.5.7~H27.4.10一部解除: 釜石市 H24.5.7~H27.4.10一部解除: 一関市、大槌町 H24.5.7~H27.4.10一部解除: 釜石市、北上市、山田町 H24.5.10~H28.4.3解除: 蓼岡市
野菜類		H24.10.18~: 大船渡市、釜石市 H24.10.23~: 薩摩川田市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.10.11~: 一関市、薩摩川田市、平泉町 H24.10.18~: 釜石市 H24.10.29~: 岩手市 H24.11.29~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7~: 釜石市 H25.10.9~: 住田町 H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 蓼岡市 H24.5.15~: 釜石市 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.5.18~: 釜石市 せり(野生のものに限る。)
ぜんまい		H24.5.30~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 住田町
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.18~: 岩手市、薩摩川田市 H25.5.17~: 一関市 H25.5.4~: 平泉町 H28.5.7~: 釜石市
穀類	大豆	H28.5.4~H25.2.4一部解除: 一関市(旧藤野村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H24.11.13~H26.4.11解除: 蓼岡市(旧洪川村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30~H26.4.11解除: 奥州市(旧衣川村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	ズスキ	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.6.18~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4~H25.6.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14~H27.2.10解除: 勝井川(支流を含む。) H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手川のうち北川の下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石溜ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田舎ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	ウグイ	H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11~H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1~H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	ケマの肉	H24.9.10~: 金城
	シカの肉	H24.7.28~: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22~: 金城
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.8.29~: 素戔屋
H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧藤野村の区域に限る。)		
原木しいたけ(露地栽培)		H24.6.18~: 白石市、角田市 H24.6.38~: 丸森町 H24.6.15~: 田村町 H24.6.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.6.12~: 素戔屋 H24.6.10~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大崎市 H24.4.25~: 東松島市 H24.4.25~H28.8.20一部解除: 素戔屋 H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.6.7~: 川崎町、富谷町 H24.6.9~: 色町 H24.6.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎町 H24.4.27~H27.2.18一部解除: 仙台市 H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大和町
野菜類		H24.10.18~: 素戔屋、大崎市 H28.5.24~: 仙台市 H24.4.27~: 大崎市、素戔屋 H24.5.2~: 加美町 H24.6.5~: 気仙沼市、南三陸町 H24.6.7~: 素戔屋 H24.6.10~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大崎市 H24.4.25~: 東松島市 H24.4.25~H28.8.20一部解除: 素戔屋 H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.6.7~: 川崎町、富谷町 H24.6.9~: 色町 H24.6.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎町 H24.4.27~H27.2.18一部解除: 仙台市 H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大和町
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.18~: 素戔屋、大崎市
〈さそてつ(ごこみ)		H24.4.27~: 仙台市 H24.5.2~: 加美町 H24.6.5~: 気仙沼市、南三陸町 H24.6.7~: 大和町
こしあぶら		H24.6.5~: 素戔屋、七ヶ宿町 H24.6.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.6.13~: 大和町
ぜんまい		H24.6.5~: 素戔屋、丸森町 H24.5.17~: 大崎市
たらのめ(野生のものに限る。)		H28.4.25~: 気仙沼市、東原市、大崎市
穀類	大豆	H25.1.4~H25.3.15一部解除: 葦原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H26.5.19解除: 葦原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
穀類	(平成25年産)	H28.3.19~: 葦原市(旧金成村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	ソバ	H24.11.16~H26.4.11解除: 葦原市(旧金成村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一村町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	クロダイ	H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ウグイ	H24.5.30~H25.4.1解説: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接続的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H25.6.4~H25.8.30解説: 大崎市(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.17解説: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)
	ヒガシマハタ	H24.5.2~H25.1.17解説: ヒガシマハタ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
	マダラ	H24.5.2~H24.8.30解説: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.17解説: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)
	ヒガシマハタ	H24.5.2~H25.1.17解説: ヒガシマハタ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
	ヒガシマハタ	H24.5.2~H25.1.17解説: ヒガシマハタ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
アユ(養殖を除く。)		H28.6.27~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上遊を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)		H24.6.27~H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白鷹堰より上流の白石川(支流を含む。) H24.6.14~: 大倉町の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大堤の上流(支流を含む。)
イワナ(養殖を除く。)		H24.6.24~: 三遊川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)ただし、栗川及びその支流並びに蘆川4号堰の上流(支流を含む。) H24.6.28~: 江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二遊川のうち荒砥沢川の上流(支流を含む。) H24.6.22~: 一遊川のうち花房ダムの上流(支流を含む。)及び石川のうち壹勝ダムの上流(支流を含む。)
ウグイ		H24.6.18~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)
牛の肉		H23.7.28~H23.8.19一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
イシノミの肉		H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町
クマの肉		H24.6.25~: 金城(上記地域を除く。)

※\_\_\_\_\_の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月10日現在

山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10～: 全域
秋田県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除: 全域 H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除: 全域
万キナ		H23.3.21～4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23～4.17解除: 全域
タケノコ		H24.4.6～: 潤来市、小鶴巣市、つくばみらい市 H24.4.19～: 石岡市、鹿嶺崎市、取手市、守谷市、美郷町、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東海村
野菜類	H24.4.28～: 北茨城市、大洗町	
原木シイタケ(露地栽培)		H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、那珂市
原木シイタケ(施設栽培)		H23.10.14～: 土浦市、鉾田市
こしあぶら		H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
水産物	イシガレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～: 北緯38度38分の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ		H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメルル		H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17～H26.5.16解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.11.9～H26.11.20解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17～H26.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモングクベ		H24.6.1～: 北緯38度38分の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカマツ(養殖を除く。)		H24.4.17～: 鹿島、水浦及び利根逆瀬敷びにこれららの離島に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(養殖を除く。)		H24.4.17～: 鹿島、水浦及び利根逆瀬敷びにこれららの離島に流入する河川、並びに常陸利根川
ウナギ		H24.5.7～H26.1.30: 茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.21～一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H25.11.11解除: 結城市、鹿嶺崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.5解除: 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除: 銚田市 H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.13解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.11解除: 苑町 H23.6.2～H25.4.3解除: 牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除: 小美玉市
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.21解除: 全域
万キナ		H23.3.21～4.14解除: 全域
原木シイタケ(露地栽培)		H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.10～H28.7.9～一部解除: 芳賀町
原木シイタケ(施設栽培)		H24.4.11～H27.2.20～一部解除: 日光市、大田原市 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町 H24.4.12～H27.2.20～一部解除: 佐野市、那須町 H24.4.13～: 御市町(旧鋸舟町を除く。)、壬生町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.2.15～H28.10.24～一部解除: 那須塩原市 H24.2.15～H28.10.23～一部解除: 矢板市 H24.4.10～: 那須町 H24.4.10～H28.8.28～一部解除: 芳賀町 H24.4.12～H27.2.20～一部解除: 大田原市 H24.8.29～H28.8.28～一部解除: さくら市 H24.8.4～H28.4.17～一部解除: 鹿沼市 H24.8.28～: 壬生町 H24.11.29～H28.10.24～一部解除: 日光市 H24.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H24.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.8～: 塙谷町 H24.11.8～: 壬生町 H23.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.15～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.12～: 塙谷町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.1～: 大田原市 H24.6.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.6.9～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.8.29～: 那須町 H24.8.30～: 大田原市、那須町 H24.8.30～: 那須塩原市 H24.8.30～: 宇都宮市、那須烏山市 H24.8.30～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.8.15～: さくら市 H25.4.28～: 那珂川町 H26.4.25～: 高根沢町 H26.4.30～: 市貝町 H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.5.18～: 日光市、那須町 H24.5.7～: 壬生町 H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.6.18～: 宇都宮市 H24.6.18～: 塙谷町 H24.6.18～: 日光市 H26.5.1～: 那須塩原市 H26.5.15～: さくら市 H24.4.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.4.18～: 宇都宮市、日光市 H25.5.28～: 矢板市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月10日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) <b>H26.5.30～: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)</b>
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.2.28解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛の肉	<b>H23.8.2～H23.8.25～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。)</b>
肉	イノシシの肉	<b>H23.12.2～H23.12.5～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)</b>
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
		<b>H24.9.25～: 稲田町、東吾妻町、綿北村</b>
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～: 高山村 H24.10.10～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.18～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川町(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	<b>H24.8.8～: 芳賀川のうち岩舟橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)</b> H24.8.8～H24.11.9解除: 烏川のうち川俣橋の上流(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
	クマの肉	H24.9.10～: 金城
肉	シカの肉	H24.11.14～: 金城
	ヤマドリの肉	H28.1.23～: 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 藤生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物		H24.10.10～: 桶川町、皆野町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海老山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、香取市、多古町
	ショウギク、サンガツサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
		<b>H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市</b>
	タケノコ	<b>H24.4.6～: 美郷市、栗町</b> H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市
		H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 斎山町
		<b>H23.10.11～: 我孫子市</b> H23.10.11～H28.10.14～: 鎌ヶ谷市
		H23.11.10～: 鎌ヶ谷市
水産物		<b>H29.12.22～H28.10.14～: 佐倉市</b> H24.2.23～: 印西市
		H24.4.10～: 白井市
		H24.4.18～: 千葉市、八千代市
		H24.5.16～H28.3.19～: 山武市
		H24.1.14～H28.10.14～: 富津市
		H24.6.16～H28.3.19～: 印西市
		H24.11.14～H28.11.20～: 富津市
		H24.12.14～H28.10.14～: 富津市
農産物	ダンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ゴイ	H26.7.3～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ワナギ	<b>H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境川の下流(支流を含む。)ただし、印旛海水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八路川、与田浦並びに与田浦川を除く。)</b>
	肉	<b>H24.11.5～H25.1.18～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)</b>
		H23.6.2～9.7解除: 大網白里町
		H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市
		H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市
		H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
		H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
農産物	肉	<b>クマの肉</b> H24.11.5～: 金城(佐渡市及び鼠島津村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<b>H24.10.26～: 富士宮市、富士河口湖町、鳴羽町</b>
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H28.10.21～: 佐久穂町
	こしあぶら	H26.5.21～: 長野市、熊沢沢町 H26.5.28～: 中野市、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
農産物		H24.11.5～: 御殿場市、小山町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H28.10.3～: 富士宮市、富士市
		H28.10.7～: 褐脣市

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

# (参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成27年4月10日現在

福島県	摂取制限
	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b> H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） 非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b> H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村 結球性葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
野菜	<b>H23.3.23～下記の地域以外</b> H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
原木しいたけ（露地）	<b>H23.4.13～：飯館村</b> <b>H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に関する野生キノコに限る）</b> <b>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</b> <b>H23.9.20～：南相馬市</b> <b>H26.8.22～：西会津町</b>
水産物 ヤマメ（養殖を除く。）	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 <b>H24.3.29～：新田川（支流を含む。）</b>
肉 イノシシの肉	<b>H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b> <b>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※□の箇所は摂取制限の対象